

水道料金の債権放棄について

1. 趣 旨

水道料金の未収金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を経て、最終的には給水停止措置を行うことで、年間調定額の99.96%と、ほぼ100%の徴収ができています。

しかし、一部には無届転居による所在不明や破産・倒産により回収が困難になっているものがあり、これらの債権は、権利を放棄しない限りいつまでも債権債務として残ることから浜松市債権管理条例に基づき債権を放棄した。

なお、この放棄額は、年間調定額の0.04%に相当する。

2. 放棄年月日 平成31年3月31日

3. 適用条項 浜松市債権管理条例第12条第1項各号

4. 放棄債権の内訳

放棄理由	人数	件数	金額	参考(前年度)
破産事件の終結	34人	65件	464,172円	706,378円
倒産・廃業	9人	11件	35,348円	420,876円
死亡	45人	83件	200,272円	330,805円
転居先不明等	439人	861件	1,944,499円	1,466,124円
その他(※)	124人	231件	1,439,132円	1,386,362円
計	651人	1,251件	4,083,423円	4,310,545円

(※) 2年の消滅時効が到来した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の消滅時効に合わせ債権放棄したもの。